

# 緊急通行車両確認標章・証明書の再交付の手続きについて

緊急通行車両確認標章・証明書の再交付の手続きは、交付を受けた警察署への申出が必要となります。

## 申請方法

「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災害対策基本法施行規則 別記様式第7）」1通を交通課窓口へ提出してください

なお、手元に「標章」又は「証明書」がある場合は、を一緒にご提出ください。

申出から「標章・証明書」の交付に5日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。

## ※注意事項※

- ・ 申出書の様式を当サイト内に掲出してありますが、警察署の交通課窓口においても申出書を用意しています。
- ・ お問い合わせ、事前相談は、届出先の警察署等へお申し出ください。